

平成23年度第1回藤沢市総合計画審議会

と き 2011年(平成23年)7月8日(金)
午後6時30分～8時
ところ 藤沢市保健所3階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 議事録確認(資料1)
- 4 議事
 - (1) 藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例等について(報告)(資料2)
 - (2) 基本構想副読本・ガイドについて(報告)(資料3)(資料4)
 - (3) 新総合計画に係る進捗管理について(資料5)
 - (4) 諸規程の改正及び制定について(資料6)
 - (5) 専門部会の設置について(資料7)
 - (6) その他
- 5 その他
- 6 閉会

書記(事務局)
藤沢市経営企画部経営企画課
電 話 (0466) 50-3502
ファクス (0466) 50-8402
e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

第 18 回藤沢市総合計画審議会

と き 2011 年（平成 23 年）1 月 15 日（土）
午前 10 時
ところ 藤沢市役所新館 7 階第 7 会議室

1 開 会

2 議事録確認

3 議 事

（1）実施計画書案について

（2）基本構想副読本について

（3）その他

4 その他

事務局

開会に先立ちまして、ご報告いたします。第1点は、審議会規則第7条の規定により、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされておりまして、委員数24名のうち出席委員は17名と過半数となっていますので、本日の会議が成立したことをご報告いたします。

2点目は資料の確認です。(資料の確認)

資料1の前回会議録について、訂正等がありましたら1月31日までに事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、これからの議事進行を曾根会長をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

ただいまから第18回総合計画審議会を開会します。今年初めての審議会ですので、今年もよろしくをお願いいたします。

本日も円滑な議事進行に務めながら、委員の皆さんの闊達な議論をいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

本審議会は公開としております。傍聴希望者はいらっしゃいますか。(なし)

前回の議事録の確認については事務局の説明がありましたので、早速議事に入ります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

議事(1)実施計画書案について、事務局から説明してください。

事務局

まず説明に入る前に、昨年12月19日の審議会以降に開催された各会議体の状況を簡単にご説明いたします。第21回わいわい・がやがや・わくわく会議は1月6日に開催され、基本構想副読本について検討いたしました。

全市域と地域のまちづくり実施計画について、理事者と新総合計画策定庁内検討会議の部長、関係課長を入れた理事者調整が2回にわたって行われました。第1回は12月23日から25日、第2回は1月4日から本日の午前9時まで行っております。

それから実施計画の経過についてですが、1月15日の最終的な理事者との協議が終了して、指摘された事業について現在、一部修正や加筆等を行っており、その点がまだ加味されていない部分がありますので、よろしくをお願いいたします。また、短期財政計画については、現在、平成23年度の予算編成と並行して進めておりますので、きょうご報告する実施計画については、現時点で整理されたものであり、また1月31日に予定されている議員全員協議会も踏まえ最終的な実施計画については、2月の総合計画審議会にご報告をしたいと思っております。

それでは、619ページにわたる実施計画計画書についてご説明いたしま

す。(資料2参照)

「目次」は第1章から第6章までの構成となっております。1章から2章については前回ご報告し、何点かご指摘をいただき、今、修正、加筆しておりますので、説明を省略させていただきます。

第6章の596ページ、「まちづくりアイデア事業」については、地域経営戦略100人委員会やNPO団体、市民から寄せられた活動のアイデアが現時点で47件来ております。この47のアイデア提案事業は活動のアイデアとヒントを3ヵ年の実施計画の中で事業候補として位置づけ、毎年ローリングして、実施計画に掲載して多くの市民にご覧いただいて、参加や協働、連携を求めて具体化できるものは次のステップで入れていく。このことによって市民力、地域力を生かし、公民連携事業という新しい公共の視点で変えていくわけですけれども、今回、藤沢市として初めて取り入れた制度ですので、これから各地で議論をしていくときに、アイデア事業を市民事業に醸成させていくということで596ページから613ページに記載しております。内容は時間の関係で省略させていただきます。

次に、第4章「市域全体のまちづくり実施計画」です。前回においてまちづくり計画のフォーマットの見方等をご説明しておりますので省略します。また、「ふじさわ未来課題」については、9つの目指す方向ごとに「ふじさわ未来課題」に関連する事業ということで、企業名、団体名まで入っていましたが、ご意見等を踏まえてこのような形に再度修正いたしました。

市域全体のまちづくり実施計画は15ページから255ページに及ぶものですので、「新総合計画体系」によりご説明いたします。その前に現在の総合計画2020の後期実施計画は499事業ですが、そのほとんどが事業予算を伴う事業要求ベースの計画書です。それに基づいて毎年度予算要求をするという体系になっています。今回の新総合計画に基づく実施計画事業は、「新しい公共」と「地域分権」の視点に基づき政策仕分けを12年間にらんで、まちづくり行政事業、まちづくり市民事業、まちづくり公民連携事業、まちづくり広域連携事業に分類し、「ふじさわ未来課題」を達成するための戦略目標、その戦略目標を具体化するための政策を12年間の中長期の視点に立って3年間の施策となり得る事業に整理しております。また、部門別計画と総合計画との連携、藤沢市には100以上の部門別計画として、例えば環境基本計画、緑の基本計画、男女共同プラン等々ありますが、今までの総合計画では部門別計画と総合計画はリンクしておりませんでした。昨年から今年にかけてこの大半の見直しをしておりますが、部門別実施計画で示された施策と総合計画との施策をどう連携させるか。したがって、今回はそれと連携をしていく。また総合計画事業費は、政策的経

費を総合計画事業とその他政策経費に分けるということで、例えば今まで入っていたITによる庁内のコンピュータの維持管理費とか継続的な庁内の運営管理費が総合計画に入っていたものや、法律で規定されている扶助費とか通常のは総合計画から外しております。そういう中で調整を行った途中の段階のものです。

現時点での市域全体の実施計画事業数は345で、現在の総合計画事業数499から見ると31%と減っておりますけれども、今後、若干増える状況です。その345のうちまちづくり行政事業が299で、まちづくり市民事業、まちづくり公民連携事業等が残りのものとなっています。

それでは、体系図に基づき説明いたします。横軸に4番目から「戦略目標」、「政策」、「実施事業名」としております。例えば事業名1の「藤沢づくり推進事業」は、総合計画をつくった後、市民関係団体と専門家によって総合計画の進捗管理をどう進めていくかという項目です。4の「4大学コンソーシアム官学連携事業」については、今後議論をして4大学による相互互換の考え方あるいは産学連携の強化、生涯学習の推進等々を考えていきたい。

「政策」3の行財政改革の推進の3「職員政策イノベーション」は、若い職員からたくさんアイデアを得て、自発的に改革事業を進めていく。5の「行財政改革の推進事業」は、22年に第3次行革が終わり、23年に新しい行政経営の改革をどう進めていくという手綱を緩めず改革を推進していく。一方、財政が逼迫していく中で税・料等の収入確保をしていくということです。

4の「クリーンな市政経営の運営」では、コンプライアンス条例をつくっていく等々が入っています。

次に、戦略目標の02「市民、地域と行政が育む、暮らしやすさを実感できるまち」には、12の実施計画事業が位置づけられております。例えば新しい公共を実現していくためにはNPO、ボランティア団体を育成するための「公益的市民活動助成事業」、「地域経営会議支援事業」、市民の目線による情報化の推進では、地域情報サイトを活性化して地域と地域が情報交換を積極的にやる。あるいは「ふじさわサイネージ事業」を進めていく。

「多様なメディアを活用した情報発信の推進」では、藤沢の持つさまざまな魅力、価値、政策的優位性を藤沢ブランドとして構築し、推進していく。

戦略目標の03「子どもを安心して産み育てられるまち」には22の事業が予定されています。例えば4の「特定不妊治療費助成事業」を少子高齢化対策として進めていく。あるいは政策の10のところでは、児童虐待防

止対策、こども発達支援事業をやっていく。政策の 11「すべての子育て家庭への支援の充実」では、子育て支援センター事業を 13 地区の地域経営会議と連携しながらやっていく。12 の「子どもを安心して育てられる環境の充実」の 5 の地域ぐるみで「子どもを育てる応援事業」とか、待機児童解消事業は、600 人から 700 人の待機児童に対して総合的に推進していく。13 の「子ども・子育て支援システム対応準備事業」を構築していく。

戦略目標の 04「生きる力を育む学校教育と未来を担う青少年を育成するまち」では、「子ども知・遊・育プラザ事業」は子どもが遊びながら社会体験をしていく事業を推進していく。青少年の居場所づくりとか、生きる力を育む学校教育では中学校給食の問題もきちんと研究していく。中高生が企画・構成・演出するインターネット配信事業、学校の安全・安心を守るために学校防犯事業をやる。あわせて学校施設の長寿命化にも対応していく。

戦略目標 05「保健、医療、福祉、健康などの生活環境が整ったまち」には 56 の事業が予定されております。政策の 17「障がいのある人への支援の充実」については、障がい者等の歯科診療を充実していく。あるいは地域生活者支援を充実していく。10 の福祉拠点整備事業は、成年後見問題、発達障がい者、高次脳障害も含めて懸案であった総合福祉拠点を検討していく。14「障がい者環境づくり事業」も新たにやっていく。

政策の 18「ゆとりある高齢期を平穏にくらせるまちづくりの推進」では、介護人材の育成支援、高齢者見守りネットワーク事業等を行う。

政策 19「生涯にわたる健康づくりの推進」では、細菌性髄膜炎予防接種事業、子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン予防接種事業では市独自で対応していく。一方、食育推進事業では地産地消条例等を踏まえてやっていく。あるいは昨年制定した健康都市宣言を踏まえて「健康づくり推進事業」を新たに推進していく。

政策 20「健康危機管理体制の充実」では、たくさんの健康危機が生じている中で健康危機管理対策あるいは 21「医療体制の充実、整備の推進」では、広域連携によって新たな医師会立看護学校整備支援、医療の質と地域医療水準の向上、命を守る救急医療の充実等を行っていく。

政策 22 では住宅環境整備等、政策 23 ではスポーツ環境事業とかスポーツノーマライゼーション事業等積極的に行っていく。

戦略目標 06「災害や犯罪に対して不安なく暮らせるまち」では、33 の事業、24 の政策については救急ワークステーション事業、災害時要援護者支援事業のさらなる推進を図ると同時に、防災リーダーの育成強化をやっていく。犯罪対応の中では消費者保護を国と連携して行う。

政策 27「災害に強いまちづくりの推進」では、災害時の相互応援協定の締結を近隣市町と積極的にやっていくと同時に、大地震対応強化事業を推進していく。

政策 28「安全・安心な都市基盤・都市環境づくりの推進」では、市民力、地域力を生かして女性も活用した新たな消防マネジメント体制を進める。地域から要望の高かった境川のプレジャーボート対策を県・市・地域と一緒にやっていく。

政策 29「広域連携による消防体制の強化、充実」では、茅ヶ崎、寒川、藤沢による湘南東部消防広域化の推進というものを積極的に図っていく。

戦略目標 07「一人ひとりの個性を尊重し認め合う心の通うまち」では、政策 30 で成年後見制度利用支援事業、政策 31 の中ではワーク・ライフ・バランス推進事業を積極的に推進する。政策 32 の中では 7,000 人いる外国籍市民の多文化共生を積極的に進めると同時に、外国人相談窓口の充実も図っていく。政策 33 では 13 地区ごとに地域と連携して地区ボランティアセンターをつくり、新しい公共を推進していく。政策 34 では多様な主体による生涯学習の推進ということで、次世代型図書館を構築していく。

戦略目標 09「人々が交流して、平和でぬくもりのあるまち」では 8 つの事業が予定されています。昨年開催した湘南江の島会議を通じて、核兵器のない世界を目指し、地域、市民、全国の自治体と連携していく。あるいは航空機騒音対策や自治体連携による基地対策も連携して進めていく。

戦略目標 10「豊かな自然環境と地域資源を守り発展させ、次世代に継承するまち」では 14 事業を予定しています。特に、政策 39 の「湘南海岸の美化と維持・保全の推進」では、養浜対策事業を県市連携で進めていく。政策 40「自然豊かな田園環境の維持・保全の推進」の中では水田を環境、景観も緑の保全奨励と同時に体験型市民農園の支援をしていく。政策 41 の「多様な動植物の生息環境」の中では自然環境共生推進事業を行う。政策 42 では三大谷戸の保全をさらに進めると同時に、鎌倉との広域連携によって川名手広緑地を土地緑地保全に向けて取り組んでいく。里山の保全もしっかりと行っていく。

戦略目標の 11「愛着と誇りの持てる景観の保全と創造するまち」では、景観資源や景観形成事業を推進していく。

戦略目標 12「地域づくりの未来の担い手が育つまち」には、多様な世代による地域づくり推進等を進めていく。

戦略目標 13「環境への負荷を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」では 18 事業があります。「サステイナブル・スマート・タウン推進事業」を総合的に公民連携で推進していく。あるいは広域連携

によって「バイオエネルギー推進事業」や「資源有効利用促進事業」を強化していく。それから水、空気、土壌を含めたさまざまな環境保全事業を進めていく。

戦略目標 14「地域から低酸素社会をめざし、行動するまち」では、藤沢市は 1990 年と対比して 2022 年には 40%のCO₂を削減するということで、自転車走行環境整備計画を策定すると同時に、バイクシェアリング事業も行っていく。あるいは環境に配慮した建築物の普及では、長期優良住宅としてCO₂を削減した住宅へポイント制度を設ける。地球温暖化施策については 8 つの総合的な地球温暖化対策事業を積極的に進めていく。

戦略目標 15「新しい産業の興る活力あるまち」の中で、特に中小企業は大変厳しい状況ですので、中小企業国際展開事業として持っている技術・ノウハウをバッティングさせると同時に、中小の金融対策を強力に進めていく。あるいは新たに企業立地促進事業を設けていく。

政策 55「産学官連携による起業支援・新産業創出の推進」では、新産業創出事業等、政策 56「コミュニティの核として地域に密着した商店街づくりの推進」では、藤沢、辻堂、湘南台の拠点駅周辺地域商店街振興対策を進める。また、地域密着型商業まちづくり推進等々を推進していく。

政策 57 の「地産地消の推進」では、環境保全型農業の推進や地産地消推進やつくり育てる漁業を総合的に推進する。

政策 58「都市農業の維持・保全」では、担い手育成、遊休農地解消事業等を積極的に推進する。

政策 59「都市計画制度の活用による住環境整備や産業の活性化」では、大規模土地利用転換等が今後も予測される中で、住環境との整合を図るための都市計画のルールづくりや高度利用地区指定に向けて、さまざまな都心の構造の変化に対応した仕組みづくりを進めていく。政策 60「総合交通ネットワークの充実による交通体系の確立」では、相鉄いずみ野線の延伸、パナソニック跡地の新南北線推進事業やバス交通支援事業等を強化していく。

政策 61「安全で快適な地域まちづくりの推進」では、ドッグラン施設とか川べり遊歩道新設事業等を挙げております。

政策 62「土地形成に資する道路ネットワークの構築」では、産業、生活を支える主要な道路の整備を積極的に行っていく。

政策 63「都心の活動を創生する都市機能の再構築の推進」では、藤沢都心再整備事業等を進めていく。

戦略目標 18「地域の人材を活かした雇用機会を創出するまち」では、就労支援（仮称「JOB カフェ」）事業を新たに展開し、フリーター対策も

しっかりとやる。障がい者雇用促進、就労支援を推進する。

戦略目標 19「多様な地域資源を活かした観光立市のまち」では、9 事業がありますが、例えば外国人観光誘客事業、鎌倉・藤沢の都市連携で広域観光圏観光を推進していく。また、海上観光活性化事業を推進していく。

戦略目標 20「多様な主体が広域連携するまち」では 5 事業がありまして、さらなる広域都市行政を推進するとともに、パスポートセンターを 2 市 1 町で立ち上げていく等々があります。

戦略目標 21「誰にでも優しいユニバーサルデザインのまち」では、自転車対策事業、鉄道駅エレベーター設置事業、戦略目標 22「未来に引き継ぐ公有財産と社会資本を有効活用するまち」では、都市基盤関係の公園、道路、下水道、庁舎等公共資産の有効活用の視点に立って、長寿命化と再構築というものを積極的に公民連携の視点に立って進めていくと同時に、将来の児童の状況や 35 人学級をしながら、地域に開かれた学校づくりということで学校教育施設の有効活用を進めていく。

戦略目標 23「地域の伝統や文化を継承、多様なライフスタイルが生まれるまち」では、4 つの事業が予定されております。例えば江の島の歴史的資産のキッチンガーデンを中心とする保存事業とか映像ライブラリーの公開授業等を進めていく。

戦略目標 24「市民一人ひとりが豊かな心を育む文化に触れ合う交流発信のまち」では、6 事業が設定され、湘南映像祭事業、文化資料展示施設開設事業あるいは芸術文化振興事業等を進めていく。以上、345 の実施計画ですが、若干追加される状況にあります。

×××

次に、地区別まちづくり実施計画について、これも別紙体系図でご説明いたします。13 地区のまちづくり実施計画については、暮れに行われた各地区の地域経営会議と地域住民、活動団体等による意見交換、地区全体集會を経て再度地域経営会議でさまざまな議論をし、修正を加えて市長に 13 地区別まちづくり実施計画案が提出されております。それに基づき本日まで市長、理事者と調整・協議がなされ、現時点で 13 地区の総体としての事業数は 353 事業となっております。その内訳は市民、公共的活動団体、NPO 団体と連携して進めていく事業が 87 事業、まちづくり行政事業が 266 事業となっております。

それでは、順次ご説明いたします。詳しくは分厚い実施計画書をご覧くださいと思います。

「片瀬地区」については、12 のまちづくり目標と 16 の地域まちづくり活動に基づき 33 の事業が設定されました。主な事業は災害が起きたとき

にお年寄り、動けない方たちを支援していく「災害時要援護者事業」、「ひとり暮らし高齢者見守り事業」、片瀬地区はいろいろなボランティア活動が活発に行われておりまして、青少年居場所づくりを空き教室や公民館、空き店舗等を利用しながら積極的に取り組んでいく。あるいは片瀬三大まつりを次世代に継承するために支援事業をしていく等々33の実施計画が設定されております。

次の「鵜沼地区」では、13の地域まちづくり目標と13の地域まちづくり活動に基づき28事業が設定されております。例えばシニア支援事業は、リタイアした人たちをもう一度社会の中でいろいろな活動をしてもらって、地域のまちづくりに活かしていく。さまざまな世代を超えた人たちが交流するふれあい促進事業、ニコニコ自治会や鵜沼の緑と景観を守る会等さまざまな活動団体があって、積極的にみずからの地域を地区計画や建築協定、景観協定制度を用いて緑を守り育てていく。環境保全活動としてエコチャリントン協力事業は、自転車を利用した環境に優しいまちづくりを推進していく等々が提案されております。

次に「辻堂地区」では、13の地域まちづくり目標に対して18の地域まちづくり活動があり、それを支える18事業が設定されております。例えば地域まちづくり活動の「4 青少年育成活動の推進」ということで、地域が連携して青少年育成事業を行う。それから健康都市宣言を踏まえ身体を動かす習慣を普及させるということで、地域版の健康推進事業をやっていく。辻堂にはさまざまな文化資源や緑が存置されているので、辻堂グリーン回廊軸としてネットワークと文化を結びつけていくという事業が予定されております。

次に「村岡地区」では、14の地域まちづくり目標と16の地域まちづくり活動に基づき14事業が予定されております。地域まちづくり活動の2番の「地域活動への参加、協力」として「自治町内会加入促進事業」を進めていく。安全・安心な防災体制の強化ということで、村岡地区は防災組織が95%になっており、防災組織間の連携強化をして、災害に強いまちづくりを推進する。10番の緑や花いっぱい活動では、地域みどりや花いっぱいまちづくり推進事業を積極的に推進する。通行に配慮した環境整備として細街路を踏まえて歩行者の環境整備を進めていく。

次に「藤沢地区」では、12の地域まちづくり目標と19の地域まちづくり活動があって、それを具現化するための事業として28事業が予定されております。地域まちづくり活動の6番の地域と子どもの交流の場として、「地域子ども交流事業」、それから交通事故多発地点が多いために、それらの改善点検を行った上で「地域安全活動事業」を進めていく。「地域生活改

善事業」は社会的弱者に配慮した必要施設として進めていく。公共交通システムの強化事業なども挙げております。

次に「明治地区」では、12の地域まちづくり目標と18の地域まちづくり活動、それを具現化するための施策として31の実施計画が位置づけられております。特にまちづくり活動の6で耕余塾も含めてさまざまな歴史的遺産があることから歴史散策・南北縦断観光事業、それから7番で健康増進を進める「高齢者向け医療マップ作成事業」を医師会の協力を得てつくっていく。医療機関等「循環コミュニティバス運行事業」とか当該地区は細街路もあるため「道路バリアフリー化促進事業」を積極的に推進する。

次に「善行地区」では、12の地域まちづくり目標と12の地域まちづくり活動、それを具現化するため23事業が設定されております。活動の3の「防犯意識が高まる地域」では、みんなで取り組む防犯事業、3ヵ所の地域市民の家をいかに地域の課題解決のために有効活用を図るか。11番の「みんなでつくる癒しの地域」では、「ぜんぎょう里山づくり事業」等が位置づけられております。

次に「湘南大庭地区」では、15の地域まちづくり目標と17の地域まちづくり活動、それを具現化する施策として23の実施計画があります。ここでは2番目の「子育てに関する人の交流と情報交換の場の拡充」として、「ニコニコ子育て応援隊事業」、当該地域は高齢化が一番進んでいる中で新たな次世代の担い手を育成していく。中高生の居場所づくりの「中高生プラザ開設事業」、地域の医療機関と連携した「健康なんでも相談事業」を行う。それから地域の「ゴミゼロ運動推進事業」等々が設定されております。

次に「六会地区」では、9の地域まちづくり目標と24の地域まちづくり活動が位置づけられ、それを具現化する31の事業が設定されています。例えば6番の「コミュニティビジネスの創出」では、地域の大学と連携して「福祉に関するコミュニティビジネス創出事業」を地域ぐるみで行っていく。12の「地域の目と声で創る防犯活動の推進」では、「犯罪を減少させる活動事業」を積極的に推進する。20番では当該地区にはまだ交通不便地区があり、そういうものをどうやって解消していくか等々の事業があります。

次に「湘南台地区」では、19の地域まちづくり目標と32の地域まちづくり活動があり、それに基づいて38の事業が設定されております。例えば13番の「高齢者も障がい者もいつでも誰でも集える環境」として、「高齢者、障がい者カフェ事業」を進めていく。湘南台は外国人市民の約4割が居住していることから、地域を挙げて「外国人支援交流事業」をやっていく。21番の良好な自然環境として引地川と境川に挟まれた地域であるこ

とから「緑の回遊路整備計画事業レインボータウン計画」ということで、遊水地の上部利用を含めネットワーク事業を進めていく。30番の「住民が憩える公園」では、「公園ユニバーサル化事業」を積極的に進めていく事業等々が予定されております。

次に「遠藤地区」では、9の地域まちづくり目標、12の地域まちづくり活動に基づき25の施策を具現化していくための事業が設定されております。例えば4番の「地域力による防災活動の充実」として「地区防災組織強化促進事業」あるいは当該地区は細街路が多いため「交通安全対策促進事業」を積極的に推進する。植木の生産が活発なため観光農園を農業者と地域が連携して進めていく。「地場産物直売促進事業」もしっかりとやっていく。8番の地域環境美化として、当該地区は不法投棄が多いということから市と連携しながら「不法投棄防止対策事業」を地域を挙げてやっていく。10番「交通の利便性の向上」で交通不便困難地域もあることから「バス便増加促進事業」を連携しながらやっていくということです。

次に「長後地区」では、20の地域まちづくり目標と23の地域まちづくり活動に基づき38の事業が予定されております。例えば4番の「地域で安心して子育てができる環境の推進」では、「長後すくすく応援事業」とか、13の「共生に関する地域ボランティア」ということで「長後ボランティアセンター設置事業」として、地域まちづくりの担い手を育成・発掘していく。19番では空き店舗対策が大変な課題となっているため地域の商業団体、商店街が連携して「商店街活性化事業」をやって、コミュニティに密着した商店街再生を進めていく。22番では駅に集中する車両交通の円滑化ということで、「長後地区コミュニティバス路線開設事業」を進めていく。

最後の「御所見地区」では、14の地域まちづくり目標と21の地域まちづくり活動に基づき33の事業が設定されております。例えば地域まちづくり活動の3番「日常の買い物に便利な環境整備の促進」として、当該地区は商店街や中小スーパーも撤退して買い物難民という問題があるため「買い物利便性向上推進事業」として買い物の利便性をいかに向上させるか。買い物に行けない高齢者にどう宅配していくかとか、14番の「心安らぐ景観の整備」では、宮原中川あじさいロードを整備して観光資源を強化し、農業と連携して魅力づくりをしていく。15番の地域の祭礼等ということで、地域のまつりに関しては、さまざまな伝統的な祭を活かして世代間の交流をしていく。16番で、当該地区は牧畜、園芸等が非常に盛んですので、この資源を活かして地域独自の「ファーマーズパーク構想推進事業」を農協と連携しながらやっていく等々の事業を設定しています。以上が13地区のまちづくり実施計画です。

×××

次に、短期財政計画についてご説明いたします。既に基本計画では中長期財政計画が策定され、23年、24年、25年の短期財政計画を策定中です。特に23年度については予算編成と並行して今行っているところですので、途中の数値です。24年、25年もそれを踏まえた整理をしておりますので、現段階の位置づけであるというふうにご理解いただきたいと思います。（「短期財政計画総括表」参照）

見方ですが、一番上の表は「歳入見込」です。自主財源として市税とその他、依存財源は地方譲与税、国庫支出金、県支出金その他で、人が限られたものも含まれております。政策的に自由にできる一般財源ベースです。23年度の一般財源ベースでの歳入見込は842億円、予算編成時よりも法人市民税、個人市民税が若干回復基調が見られる。24年度の一般財源ベースでは、自主財源が776億円、これは武田薬品工場跡地に新たに総合研究所あるいはC-X（シークロス）ができてくる中での税収の見込です。依存財源を入れて873億円と若干アップしています。25年度は24年度とほぼ同じ、3ヵ年で約2,595億円の歳入を見込んでおります。

次に、「歳出見込」では、経常的経費は人件費、保健、医療、福祉等の扶助費、起債等の公債費、その他ですが、23年度が562億円ですので、歳入見込の合計額の①842億から経常的経費の②を引くと、政策的に投入できる財源は279億円です。

次に下段の「総合計画事業費見込」ですが、政策的投入経費は、今年から総合計画に投入する「総合計画事業費」と「その他政策経費」の2つに分けております。したがって、ご説明してきた総合計画事業は基本的に総合計画事業費として対応していく。「その他政策経費」は年間数十億のIT使用料とか回線料あるいは法律で決められていて執行しなければならないものです。23年度を見ますと、政策的経費が279億であっても総合計画事業費として101億円、その他政策経費178億円、歳出全体としては842億円となります。

歳出見込も24年度に若干経常的経費が574億と上がっております。総合計画事業費というのは市域全体と地域とに分かれております。3年間で市域全体の一般財源は336億円、13地区は6億1,000万円となります。

次のページでは市域全体のうち部別で、23年の一般財源101億は、総合計画事業費の中の市域全体のまちづくり事業費の100億円と連携したものです。

次のページでは、短期財政計画の地域まちづくり計画の13地区別に分類したものです。

次のページは、これからの総合計画は3つの都市ビジョンに基づく9つの藤沢づくりの目指す方向の戦略目標と政策を具現化するための施策をどうやっていくかですので、1の地域自律型から始まって9の藤沢ライフスタイルで、9つの目指す方向別で一般財源として政策的総合計画事業費として投入予想額が分類されたものです。これは1ページの表の総額と合っております。

最後は13地域の藤沢づくりを目指す方向性を整理したものです。整理いたしますと、概ね総合計画事業費というのは3ヵ年の現時点での見込み値としては、大体100億から120億で推移していくと見ております。雑駁ですが、説明は以上です。

曾根会長
川島副会長
事務局

それでは、質疑をお願いしたいと思います。

A4の体系図ですが、一番右の「実施事業名」の番号は優先順位ですか。

優先順位ではなくて、例えば1の「新しい公共の視点に立った公民連携の推進」を具現化していくための施策事業として、1つは藤沢づくり推進とか、国県資産の活用とか公民連携推進とか4大学コンソーシアムとかアットランダムになっています。

田中委員

13地区で立派な活動が網羅されていることに感心しているけれども、財源が伴うのかどうか。13地区の市民センター・公民館の管理費とか人件費は入っていないということか。

事務局

市民センター・公民館の維持管理費については、経常的経費の地域移譲分予算の中で別にあります。地域では12年間を想定しての計画でありまして、第1期の3年間で、今年は住民の意見を聞いて、例えば道路の総点検をしてどこから優先的にやっていくか。それを4ヵ年かけて改善していくということで、来年度、再来年になると、予算が倍以上に膨れ上がってきます。

田中委員

それでもこれだけの事業を行っていくのは大変だと思う。ただ、地域経営会議の方々の優先順位があるから、これは今年やるけれども、これは3年後ですと提示しておいて理解できるんですか。

事務局

地域でも市民センターと公民館と地域経営会議がどういうスケジュールで進めていくかという考え方を示させていただいております。実はある地区で公民館の建て替えをしていきたいというところがあります。それについての予算は全市で持っています。地域が老朽化した施設を新たなニーズのためにどういうものにしていったらいいのか意見を聞きながら、市側に投げてくると、全市と地域と連携してやる事業費については、全市で持っております。公園関係の整備でも全市が地域の公園の改良をやっていくときに、全市が進めていくということで、お金は全市からかなり投入され

ます。

田中委員

13 地区については、海老根市長が効率性について、例えば使用料と維持管理費とのバランスが取れないといった話をされているが、そういう問題を除いて活動をするのか。根本的な問題も触れながら地域の人たちに理解を得ながら活動していくのか、その辺はどうなのか。

事務局

市長が常々申しているのは「公共施設マネジメント白書」に基づいて、地域には市民の家とか老人の家とか児童館がありますが、それらについては地域でもう一回見直してもらって、6%しか使っていないなら子育てに開放して民間保育所をつくってもいいのではないかとか、高齢者の居場所づくりに変えたらどうですかとか、そういうものについては地域で別に予算を持っておりますので、そういう中で改善していただければ、それに沿って条例や規則を変えていく。それに必要な修繕費は地域にきちんと渡していく。いわゆるコミュニティ施設の本当の利活用をしていく。名称はそれぞれ地区によって異なりますが、公共的資産の有効活用事業としております。

田中委員

いずれにしてもその辺のところは住民にきちんと説明して実施していかないと、夢がなくなったとか、挫折したとか、考えていることと全然違うじゃないかという軋轢が出るとまずいので、その辺は工夫して行動していただきたい。

加藤委員

実施計画の中に、実施主体が藤沢市ではなくて特定の団体とか個人名になっている事業があるけれども、これはどのように選別され、中身についての検証はどのようにされたのか。総合計画は行政計画ですから、特定団体とか個人については分類すべきではないか。それから1つの事業で、他にもやっているところがあるけれども、なぜそなのか、どこによって決められているのか。市がこの事業について全面的に責任を持つのかどうか。総合計画に位置づけられるわけですから、市が責任を持ってやるのであれば検証が十分にされるべきだと思う。

それから事業内容のところにはさまざまな団体とか地域の方、ボランティアも書いてあるが、既にそういう方たちと話し合いが済んで協力関係になっているのかどうか、お聞かせください。

3番目は、現在行っている福祉事業などが入っていないのがあるけれども、その事業はスクラップされてしまったのか、別のどこかに位置づけられているのか、お聞かせください。

短期財政計画の地区別の中身を見ると、かなり地域によって差がある。この差について地域にはどのように説明されるのか、お聞かせください。

事務局

基本構想、基本計画をつくった中で、藤沢市の新総合計画は、行政計画

として行政が事業を執行するための計画ということから、市民、地域と行政が連携して地域、市域のまちづくりを進めていくための計画にしていこうというのが基本構想で打ち出した前提です。そこは基本計画に明確に書かれておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、今回の実施計画の中で地域も市域もそうですが、単なる従来型のまちづくり公共事業のほかにも、市民連携事業、公民連携事業等々新たなものが入ってきております。例えばまちづくり市民連携事業というのは、地域経営戦略 100 人委員会や 13 地区ごとの地域経営会議並びに藤沢市の市民活動推進センター、あるいは経済部がつくっております地域寄与条例というものを踏まえて、さまざまな組織に自分たちがやっていることを全市域のまちづくりの中できちんとやっていくということで募集をしたところ応募してきた。例えば 58 ページを見ていただくと、「ふじさわこどもまちづくり会議」事業は、まさにまちづくり市民連携事業で、十数年にわたって子どもたちのまちづくり教育をするために市内の大学、社会人と連携して 13 地区ごとに子どもまちづくり教育を実践してきた。これはこれからも次世代を担う子どもたちが、地域のまちや社会の様子というものを実体験を通じて考えていくので、市民連携事業として自分たちの組織が地域あるいは大学と連携して今後も推進していくという提案がなされ、それらを踏まえて庁内で整理して位置づけられたわけです。したがって、今までは総合計画の実施計画は全部お金がつけられて、道路課がやる、何とか課がやるという予算項目になっておりましたが、新しい公共を進めていくという中で、こういう「ふじさわこどもまちづくり会議」が連携してやっていきたいと、実績もあると。こういう方たちが進捗管理はみずからが行い、定期的に報告をいただくという中で、まさに藤沢市が目指している新しい公共の地域力、市民力を活かした総合計画が随所にあるということをご理解いただきたいと思います。

それから事業内容でもボランティア等あるものについては、概ね現時点で確認をし、提出していただいたものに基づいて整理を行っている。もう 1 つは、今までは入っていたのに抜けているというのはおっしゃるとおりでありまして、それはどうしてかということ、今までの総合計画には国民保険の何とか事業とか入っていた。ところが今回は、総合計画を毎年経常的に実施する事業、ITシステムの改善に 15 億ぐらいかかっているわけです。建物の保全とか補助金、交付金に基づいて定期的にやっていくもの、あるいは法的事務経費等のものについてはきちんとその他の政策経費に入っております。今の総合計画は 2 つに分けたとご理解いただきたいと思います。

それから特定の個人、団体の名称が入っているものについては前回もご指摘いただきましたが、まだ整理がされていないところもありますので、整理をさせていただきたいと思います。

最後に、予算で地域によって出されている額についてばらつきがあるのは事実ですが、経常的な経費として13地区に移譲されている地域分は別途ありまして、総合計画事業の地域別まちづくり実施計画は、自分たちが地域のまちづくりの未来課題を具現化していくためにどういう活動を行うか、みずからが設定し、地域の意見を聞いてやってきている。たまたまそれを実現するためにお金が多くかかるものと、小さくて済むものとお金をかけなくてもできるものもありましたので、それは地域差別というようなものではない。地域の方々が、そういう視点に立って地域の未来課題を解決していく事業として行ってきたというものですので、よろしく願いいたします。

加藤委員

民間の団体や個人が実施主体でやっている事業については、みずからが行い、報告をするという説明でしたけれども、市の責任はどうなるんですか。例えば総合計画に位置づけられるということは、その団体に市としてもかなり応援してもらっている事業と位置づけられているという意味では強い力を持つ事業なので、他の同じ事業をやっている団体とは差がつくわけです。それと責任という点です。何かあった場合に藤沢市が総合計画に位置づけているというネームバリューがあるわけですから、その責任については選別と検証はどう行われているのか。例えば介護に関する家事援助などはたくさん事業所がやっているけれども、特定の団体が位置づけられているという点では大変疑問に思うところです。

それからなくなった事業がどうなったかという点は政策的経費として分けたということでしたけれども、具体的に事業名がなくなっているものは、もうやらないということになるのかどうか、確認させてください。例えば高齢者福祉の部門で紙おむつ事業はあるけれども、緊急通報システムが入っていない。それを検証していくとかなりいろいろなものが出るのではないかと思うのですが、担当部局とはどのように理事者調整がされたのか、お聞かせください。

事務局

最後の点から申し上げますと、緊急通報システムと包括支援センターも出ておりますので、これを連携してよりいいものにしていくということですので、あえて削っているということはありません。

2点目ですけれども、前回もご指摘があった思うのですが、全部は精査がされていないけれども、総合計画の中で「ふじさわ未来課題」に対する関連事業で個人名や企業名があるものが若干見受けられますので、それは

外していくことで整理をしていきたいと思えます。

それからまちづくり市民提案事業については、実施計画でもご説明いたしましたように、地域の方々がまちづくりの具体的な地域活動を行っていて、それも自分たちの自己責任において進めてきている。そういうものを第1回目の提案のときにそういう応募があって、私たちもこういうものを通じて全市の子どもの教育環境づくりに寄与していきたいと自発的に提案される。それはあくまでも市民連携事業ですので、その方たちが自己責任においてきちんと説明していくと同時に、市も地域もかかわりのあるところであれば連携をしていく。決して差をつけたとか、選別したとかということではない。今回の新しい総合計画であるということでご理解いただきたいと思えます。

広海委員

実施計画書の書き方についてですけれども、「事業内容」という狭い欄にびっしりと書いてあるところと、数行で終わっているところがある。例えば57ページの「シニア世代の教育ボランティア事業」については読んでいてよくわからない。これからいろいろ手直しをするのかもしれないが、書き方で内容がよくわからない。それから「役割期待」というのがこういう内容でいいのかどうか。事業課によって書き方に差がある。

それから一つひとつの事業に関して計画内容、私たちも研究費を取るときにいろいろな書類を書かされるけれども、もちろんそれぞれの事業にはもっと細かな計画に係る文書がつくのかどうかもあわせてお聞かせいただきたい。

事務局

ご指摘の点で、まだばらつきがあることは事実です。市内部でも2回にわたって理事者調整をやっていますが、まだ、まだ来年度の予算要求の資料と思っている部分も結構ありまして、相当今修正をしていて、総合計画の戦略目標を踏まえて12年間の基本計画期間を踏まえて今何をやるべきかが明確に整理されていない部分がありますので、それは事業内容の書きぶりや役割期待値の部分、それから現状値等が入っていないものも幾つか見受けられますので、ご指摘のとおりですので、整理をさせていただきます。

広海委員

2点目の質問の各事業ではもっと細かな文書がつくのかどうか。

事務局

このスタイルで行って、図までつける予定はございません。この他に基となる資料は膨大にありますけれども、それにはいろいろ課題がありまして、例えば都市基盤の話になったときに、道路のネットワークといってもわかりませんので、最終的には図をつけて、トータルとして見れるようにしていきたいと思っています。

原委員

何となくわからない点はまだあるのは、これだけの計画があつて半分以

上は地区から挙がってきている計画です。一方、財政的などころをみると、3年間の短期計画期間の総額で言う、地域まちづくり計画が6億円で全体の1%ですけれども、本当にできるのか。市民センターの建て替えとか大きなものは市全体の中で見ていくという話だったけれども、そうするとこの6億円はどの事業に、どういう裏づけになっているのか、その辺が見えてくるといいと思う。

今回、初めて出てきたのではないかと思うのは、最後の方のアイデア提案事業というのを見ると、いろいろな事業を研究していきましょうという形だと思うんですけども、これは今後研究を進めていく中で、より具体化していけば事業として追加され、予算化され、事業が実施されていくというような位置づけなのかどうか、もう少し詳しいご説明をしていただきたい。

事務局

地域の予算について、13地区の実施事業ごとに詳細な予算は把握しておりません。例えば道路環境整備事業で言えば、どういう目的でどういうスケジュールで事業を行っていくのかということは我々としては把握しておりません。予算が3年間で6億強ということですが、1つ大きく分けると地域と全市で連携していく事業が結構あります。公民館やコミュニティ施設の建て替えがあれば、役割や地域のいろいろなニーズや声を聞いてそれを整理して市がそれを受けてやる。そういう意味では公共施設や大きな道路、公園については全市の方で予算措置をする。例えばファーマーズマーケット構想となれば、膨大なお金がかかるわけです。そういうものは全市の方でやります。また、公園等のユニバーサルデザイン化とか地域の身近な公園にしていくとなれば、地域に公園の維持管理費は出ております。例えば公園みどり課の方で公園改修費は持っておりますので、出てきた案と一緒にやっていくということです。詳細に分析しますと、結構、地域でやる事業が全市の中に位置づけられていることは事実です。

2点目は、まさに今回実験的にスタートしておりまして、アイデア提案制度というものはいろいろ応募をしてきたときに、こういう知恵がある、こういう思いがあるというアイデアをたくさんいただいたもので、それは今後、何々NPO法人で行くとか、一緒になって議論していくものもあるし、あるいは地域で一緒にやっていくとか、全市でやっている事業に一部入れ込むとか、いろいろ市民や地域の人たちに参加していただいて、アイデアに基づいてどう具現化していくか、少しずつ市民力、地域力を高める上で議論をしていく。そしてそれが案になって出てくるというようなこともあると思います。

曾根会長

アイデアが出てくる方は制度化されているけれども、効果のない事業と

か政策あるいはやる気が数年でなくしちゃったものはどうするのか、お終いにする方はどう制度化しておくか、その問題は地域に任せるのか、進捗管理をどこかでやるのかという仕組みのところは、もう1つ工夫が必要だと思うんです。一度書いてしまうと、20年間やるんだというのと、ちょっと時代にそぐわなくなったりすることの吸収ができないと思います。ただし、新しいアイデアがあったら、それを取り込むということも多分必要なんだと思うんです。このあたりが今の総合計画の書きにくさだと思うんです。変遷が非常に早くても一遍書くと10年先、20年先までを固定するのか。長期ビジョンがなければ短期のこともできない。長期と短期、変動する社会、経済と計画との関係がそもそも論のところであると思いますので、少し整理をして、仕組みも入口のところと出口のところの両方があっていいのではないかと思います。

小松委員 今の質問に関連して、地域にある程度の予算があるわけですが、これは地域で予定している実施事業に対して、どのくらい配分されるのかということは、地域経営会議の方々は既に把握されているのですか。

事務局 地域経営会議の方が市民センター・公民館と一緒に地域意見を聞いて、実施計画事業案をつくり、それに基づいて公民館と一緒に予算をつくっていますので、20ある事業で幾らかかるというのは地域経営会議の方々は全部知っております。

東海林委員 私も最終的に100人委員会のグループの人たちとお話をしながら、57ページの「シニア世代の教育ボランティア事業」にしても、今、時間があるから子どもたちにボランティアをしたいという方もたくさんいらっしゃるけれども、そういう思いのある人とかNPOとか、そういう人たちをある意味で実行委員みたいな形にして、どの人とどの人をつなぐとか、どのNPOとどの組織をつなぐとかというアドバイスとかコーディネーターみたいな役割を担うところはどこですか。多分、やりたいという思いがある人をより多く引き出すことが事業の成功の大きな要因の1つだと思うけれども、そこがまだ見えていない。そこで私たちだけで実行委員会をつくらうとか、そういう話も出てきているので、その辺のイメージをお聞かせください。

事務局 先ほど、会長が整理されたように、いろいろなアイデア、思いを引き出していくというのは地域力を高めていく上で大変いいと思うし、それをどういうふうに誰と誰が連携したり、誰が発意してどういうふうに行っていくのかという入口の部分の制度設計と出口の進捗管理とか、これは難しい。行政がやるから行政の責任だという話ではなくて、地域のまちづくりをみずから経営していく中でどうしていくか。そこはまだうまく制度設計がで

きていない部分もありますので、これが課題であることは十分地域経営戦略会議の皆さんも認識しておりますので、年度内には整理をさせていただきたい。また、いい知恵があればお出し願いたいと思います。

曾根会長

それは従来のな枠組みだと、行政のどこの組織が担当ですかという話になるけれども、自発的な運動ですから、仕組みと仕掛けをどうつくるか、かなりノウハウ部分、経験部分によるところが大きいです。それは蓄積するしかない。あるいはアイデアをもう少し磨くしかないなという感じを持っています。

秋山委員

これも仕組みと仕掛けにつながるかもしれませんが、隣の地域がどういう事業をどのように進めているのかというノウハウを共有できるような何らかの場を、計画書を拝見すると各地域で工夫を凝らしたいろいろなアイデア、事業があるのですが、似たようなものもあります。一方、市の中で人材とかノウハウが必ずしも均一化しているとは言えないので、得意分野、不得意分野それぞれあると思いますので、それをうまくお互いが借りられるところは借りながら、進めていけるようなやり方をいただければと思います。

曾根会長

これまた新しい工夫の1つのクラウドコンピュータ型に市の方に情報蓄積機能があって、他が借りるという分権の新しいスタイルを目指す工夫なんだろうと思います。

渡辺委員

計画書はかなりよくできていると思うんですが、そして完結しているのではないかというところもある。例えば御所見の買い物ということで言うと、計画をつくる時点では、あるスーパーが閉鎖するということがあったけれども、そこに新しいのが入ってきて今は非常ににぎわっているので、進捗しているところもある。これは案であるということで承知しているけれども、これを地域経営会議とか地区でもう一回おさらいをしてやるのが大事ではないか。新総合計画をつくって、みんなが見たときに、「何だこれはあったじゃないか」と言ったのでは格好がつかないので、その辺はもう少しお願いします。

曾根会長

今のご意見は、スタートラインにおいて成果が出たものはリストから省いた方がいいのではないかと改定の頻度というところの課題で、古いアイデアというか、どこまで載せるかと、将来にわたってのことは実現できて、5年後には解決済み、3年後には解決済みというのはあるでしょうけれども、今もう既に解決しているものは資料として載せるのは、全部を見た上でというご意見だと思います。これは印刷されて、みんなに配られる前にちょっとチェックが必要だと思います。

他にありませんか。

大部なものですので、全部を読むのはなかなか難しいと思いますけれども、お気づきの点は事務局にご連絡いただきたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長
事務局

次に、(2) 基本構想副読本について、ご説明をお願いします。

前回、副読本の概要についてご説明いたしまして、文章の表現、字体の問題、わかりやすい図表、学校教育にも使えるようにとか、いろいろご意見がありました。その点については内部で修正等をしております。一番大きかった課題は、議会と行政との関係といった自治の仕組みがあることで総合計画がよくわかるのではないかというご意見から、資料3の3ページをご覧ください。(資料3参照)

「私たちの政府」が創る藤沢づくりがどんなふうにつくられてくるのかというのをイメージしたものです。

1ページは、地方自治とはどうなっているのかということで、地方自治法に基づいて基本構想がつくられてきているので、地方自治の議会と市長との関係は全国的にフォーマットが決まっています、藤沢づくりの仕組みとしての関係を図であらわしております。それが今回、新しい総合計画では「私たちの政府」が創る、藤沢づくりを地域分権、新しい公共を進めて、永続的な市域、地域のまちづくりを進めていくということで考えると、右側の図の中に市内分権を進めておりますので、市民センター・公民館に権限・予算等の移譲をするという仕組みができています。

一方、市民というのは一人ひとりの市民もおれば、地縁団体、市民活動団体、NPO、大学、企業、商店連合会等々の活動団体があります。それと市民、公共的団体の代表の人たちが地域経営会議を構成している。市民と地域経営会議との連携、協働もあるし、市民と公共的団体との協働・連携もある。また、地域経営会議は地域のさまざまな組織と連携する。こういうことを踏まえて総合計画の基本構想の地域まちづくりの推進ということであれば、今までも地区別まちづくり計画案、地区別まちづくり実施計画案、あるいは地域の声を聞きながら意見を集約する中で、地域のまちづくりが推進される仕組みが出てきた。ここで地域分権と市内分権、地域内分権と、こんなイメージをたたき台としているわけです。

したがって、基本構想の副読本をつくるということは、基本構想は地方自治法に基づいてつくられたものですので、地方自治の仕組みというものを、今回の基本構想で藤沢づくりが議会と市長と市民の皆さんとの間で自治の仕組みとしてどういうふうに展開されるのかというようなものをイメージして、これをできるだけ図解しながら、今の仕組みと総合計画の仕組みがわかるように検討しているということです。

曾根会長 副読本に新しい仕組みを書き込むことはとても大事であると思いますが、読む方は難しいという受けとめ方になると、これまた逆効果ですので、わかりやすく、かつ要領よく伝えるというその工夫だろうと思います。

この審議会がスタートしたときには「新しい公共」というのは、言葉として出ていなかった。そのうちに「新しい公共」という言葉も入り込んだ。あるいは国と地方の地域分権ということで、地方自治体も地方政府と呼べるというところまで国は来たのですが、さらにそれが進んで地域の中の分権、市の中の分権、地域内の分権と分権の意味がたくさんあって、それを藤沢は制度として取り込むと、ある意味かなり先取りをしたわけで、それをひっくるめて「私たちの政府」と、今までの政府概念とは相当違うものを先に出していた。さらに進んできて、次の段階は地方自治あるいは地域分権の新しい姿を他の市に先駆けて提起するのだろうと思います。せっかく提起するなら分かりやすく、かつインパクトのある形にしましょうということです。

それから参考資料の「総合計画名称案一覧」については、どこで議論するんですか。

事務局 これは地域経営戦略 100 人委員会や地域経営会議等にメールで呼びかけました結果、こういう愛称、個称が出てきたものですので、今後、参考にさせていただきたいと思います。

曾根会長 これも皆さんの方からいいアイデアがありましたらお願いします。

それでは、本日、事前に出されている議題は以上ですが、その他として何かありますか。

事務局 次回は2月5日（土）午前10時、場所は市役所職員会館3階会議室となります。

曾根会長 以上で、第18回総合計画審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時55分 閉会

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新しい公共の実現に向けて、地域分権及び地域経営に関する基本的な理念とそれらの理念に則した永続的な地域づくりと藤沢づくりを推進するために必要な基本的事項を定めることにより、暮らしやすさと豊かさを目指す市民本位の地域社会を醸成し、もって市民生活の充実並びに自律した地域及び市域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民、公共的団体（地域又は市域の社会形成にかかわる活動を行う地縁による団体、市民活動団体、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）及び地域経営会議（この市の区域内に存する市民センター又は公民館の管轄する区域ごとに市民、公共的団体に属する者等によって地域の意思を決定するために組織されている地域経営会議をいう。以下同じ。）並びに市は、それぞれが相互のパートナーシップを深め、それぞれが持つ技術、知識、経験等を活用するとともに連携し、協働して地域分権を推進するものとする。

2 市民、公共的団体及び地域経営会議並びに市は、それぞれ自律して行動し、かつ、相互に協働及び共創をしながら地域及び市域における市民にとっての暮らしやすさと豊かさの向上を目指す地域経営を推進し、市民生活の充実並びに地域及び市域の活性化に努めるものとする。

(地域分権の推進)

第3条 地域内分権は、地域経営会議及び市民センター又は公民館が市民及び公共的団体と連携し、地域の魅力及び特色を高め、かつ、地域における課題に取り組むことにより推進するものとする。

2 市内分権は、市が効果的に地域内分権を支援し、かつ、市民サービスの向上を図るために市民センター及び公民館の機能を高めることにより推進するものとする。

3 地域分権は、前2項の規定による地域内分権及び市内分権の調和及び均衡を考慮して推進するものとする。

(市民主体のまちづくり)

第4条 市民は、地域分権及び地域経営の推進のための自助の取組を実施するとともに、第1条の目的を達成するための活動への参加、連携及び協働に努めるものとする。

2 公共的団体は、第1条の目的を達成するため、地域及び市域の魅力及び特色を高め、かつ、地域及び市域における課題に取り組むまちづくりを共助により推進するよう努めるものとする。

3 地域経営会議は、第1条の目的を達成するため、地域における魅力及び課題、地域のあり方、将来の方向性等について、当該地域における様々な意見の集約等を行い、地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行うとともに、それぞれの地域の特性に応じた永続的な地域のまちづくりの推進に努めるものとする。

(総合的な施策の推進)

第5条 市は、地域分権及び地域経営の推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

(市民主体のまちづくりの推進)

第6条 市長は、第4条に規定する市民主体のまちづくりの具体化に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例（平成23年藤沢市条例第38号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域内分権の推進)

第2条 条例第3条第1項の地域内分権の推進は、次により行うものとする。

- (1) 地域経営会議及び市民センター又は公民館は、市民及び公共的団体と連携して自主的な地域のまちづくり及び基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想をいう。以下同じ。）に基づく地域のまちづくりに取り組むものとする。
- (2) 地域経営会議及び市民センター又は公民館は、相互に連携して市民及び公共的団体に対する地域のまちづくりに関する情報の提供及び意見の集約に取り組むものとする。

(市内分権の推進)

第3条 条例第3条第2項の市内分権の推進は、次により行うものとする。

- (1) 市長は、市民センター又は公民館の予算及び権限並びにその処理する事務の範囲（次号において「予算等」という。）の拡大を図るものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により市民センター又は公民館の予算等の拡大を図るに当たっては、市民センター又は公民館を支援する体制を整備するものとする。

(地域経営会議の地域のまちづくりの推進)

第4条 地域経営会議は、条例第4条第3項の意見の集約等を行う場合には、地区集会、アンケート調査等その地域の実情に沿った方法により行うものとする。

- 2 地域経営会議は、条例第4条第3項の地域自治としての課題解決に向けた意思決定を行う場合には、その決定のための会議を公開によって行うものとする。
- 3 地域経営会議は、条例第4条第3項の永続的な地域のまちづくりを推進するため、この市が基本構想に係る基本計画又は実施計画の策定をするときは、市長が別に定める様式によりその存する地域における地域まちづくり計画案又は地区別まちづくり実施計画案をそれぞれ策定し、市長に提出することができる。
- 4 地域経営会議は、条例第4条第3項の永続的な地域のまちづくりを推進するた

め、地域まちづくり計画（次条第1項の規定により策定された地域まちづくり計画をいう。以下この項において同じ。）及び地区別まちづくり実施計画（次条第1項の規定により策定された地区別まちづくり実施計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の進捗管理を行うものとする。この場合において、当該進捗管理に基づきその必要があると認めるときは、地域経営会議は、この市が基本構想に係る基本計画又は実施計画の変更をするときに、地域まちづくり計画又は地区別まちづくり実施計画の変更案を市長に提出することができる。

- 5 地域経営会議は、市長に対して、地区別まちづくり実施計画の実施その他条例第4条第3項の規定による永続的な地域のまちづくりの推進をするために必要な意見若しくは要望を提出し、又は施策の提言を行うことができる。

（総合的な施策の推進）

第5条 市長は、前条第3項の規定による地域まちづくり計画案若しくは地区別まちづくり実施計画案又は同条第4項の規定による地域まちづくり計画若しくは地区別まちづくり実施計画の変更案が提出されたときは、その内容を精査し、それぞれの地域における基本計画としての地域まちづくり計画及び実施計画としての地区別まちづくり実施計画を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の地区別まちづくり実施計画の実施に要する経費の予算化に努めるとともに、地域経営会議の運営に必要な予算の措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、地域経営会議から前条第5項の規定による意見若しくは要望の提出又は施策の提言があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させるものとする。
- 4 市長は、地域経営会議において委員が選出されたときは、その者が条例及びこの規則の規定により地域のまちづくりを推進する地域経営会議の委員であることを表すために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、基本構想に基づき、全市のまちづくり計画及び実施計画の策定又は変更をするときは、市民、公共的団体及び地域経営会議の意見を聴くものとする。
- 6 市長は、市民、公共的団体及び地域経営会議に対し、市民主体のまちづくりの推進のため必要な情報の提供及び意見の集約を行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

藤沢市新総合計画副読本

「私たちの政府が創る、いまも未来も住み続けたいまち湘南ふじさわ」は、

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikaku/page100184.shtml>

をご覧ください。

藤沢市新総合計画ガイド

「未来の書」は、

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikaku/page100184.shtml>

をご覧ください。

総合計画審議会における新総合計画進捗管理案について

1 進捗管理の目的

新総合計画においては、基本計画にふじさわ未来課題、まちづくり指標等（以下「中長期アウトカム」といい、事業の波及効果や事業を行ったことにより発生した影響のことを表します。）を掲げ、これらの実現、改善を目指すこととしています。

そのため、進捗管理として、そのゴールに向けた活動の成果に関する評価（どのような方向性の事業が不足しているか、基本理念に即した事業分野が充足しているか等）を行うことにより、新総合計画の基本構想、基本計画の実効性を高めることを目的とします。

2 取組みの前提

(1) 市民力、地域力、行政力による検証、推進

市民力、地域力、行政力を発揮し策定した総合計画は、「私たちの政府」の理念に基づき、多様な主体の参加により、暮らしやすいまちづくりの活動を推進することとしています。

進捗管理においても同様に、市民力、地域力、行政力を発揮し、多様な事業主体による自己マネジメントに基づく評価、見直しを進めます。

(2) 地域分権・地域経営の推進

地域での進捗管理状況を踏まえ、地域経営の推進状況についての検証を行います。

(3) 新しい公共の推進（公民連携）

市民、地域と行政との連携により推進する新しい公共の進展度についての検証を行います。

(4) 事業群（アウトカム）に対する評価

事業単体の評価ではなく、事業群が目標、ふじさわ未来課題等に効果を与えているかや方向性が正しいものであるか等を点検します。

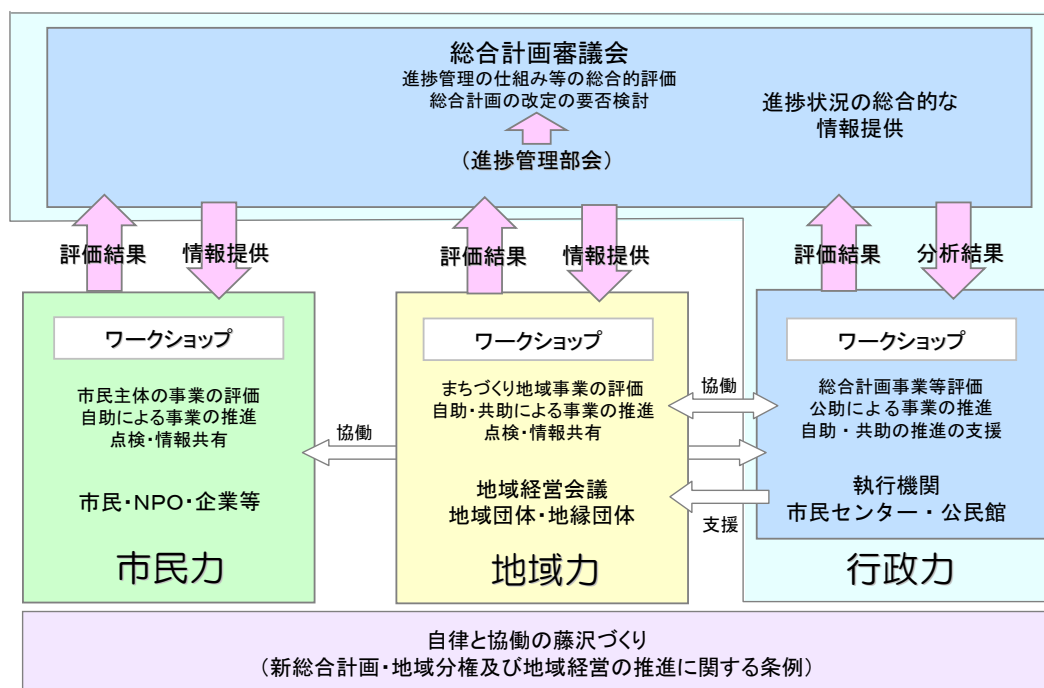
3 審議会における進捗管理の基本的な考え方

総合計画審議会では、次の基本的な考え方のもとに、社会経済情勢、市域及び地域の特徴的な変化等の外部環境の状況を踏まえた、新総合計画の仕組みに関する評価、意見、提案等を行います。

新総合計画実施計画においては、多様な主体がそれぞれの事業に対して、自己マネジメントによる進捗管理を行います。

総合計画審議会では、これらのマネジメント結果を俯瞰しつつ、基本構想及び基本計画に係る進捗管理を行います。

そのため、事業自体の是非や提案は審議の対象とせず、方向性、施策のあり方について審議します。



(1) 成果（アウトカム）を中心とした評価

新総合計画において設定する中長期アウトカムを中心とした評価を行います。

審議会における進捗管理に当たっては、多様な主体自身の評価・見直しの結果を受け、中長期アウトカムの改善状況や社会経済情勢を踏まえ、第三者評価に準じた視点での検証を行います。

(2) 仮説検証

新総合計画は、策定時に「ふじさわ未来課題が実現されるのは、具体的にどのような状態であるか」「成果指標が向上するためには、どのような活動が必要か」といった検討を踏まえ、一連の体系を構成しています。

進捗管理においては、これを「事業を行ったこと（活動指標）によって成果（主要な指標）が生まれ、これによって状態が改善されること（成果指標）から、望ましい状態（ふじさわ未来課題）が実現する」という仮説として位置づけ、この仮説全体が機能しているのか、過不足はないかという点を総合的に評価します。

(3) 多様な主体の参加の促進

多様な主体の社会参加、社会貢献による価値生産性の向上を図るため、市民、地域の活動を活性化し、連携、協働を進めるための改善を進めます。

4 審議会における進捗管理手法

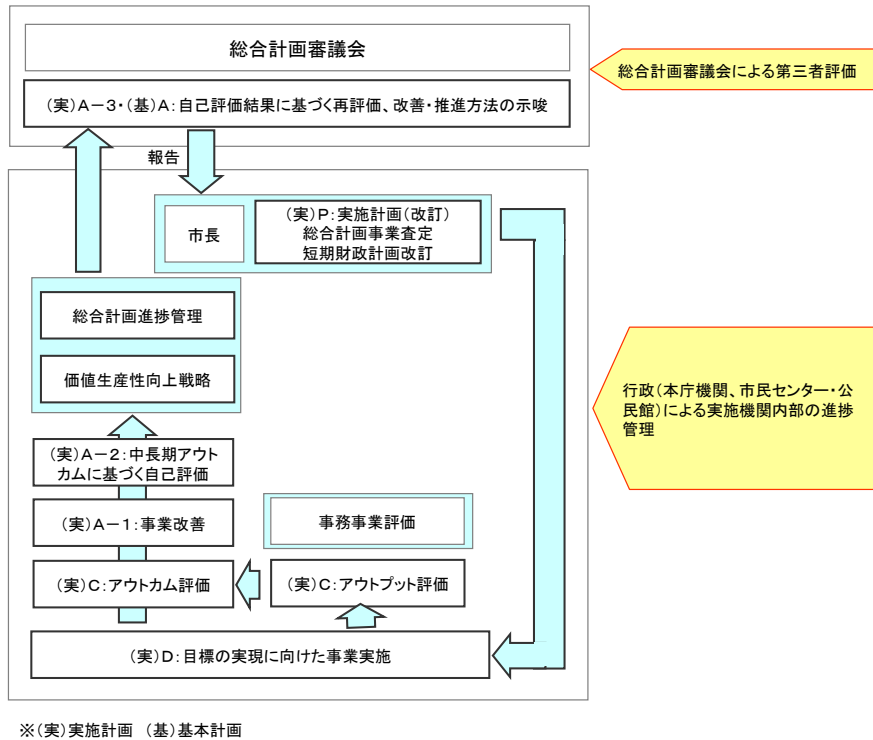
多様な主体自身の評価・見直しの結果を受け、中長期アウトカムの状況を踏まえて、戦略目標や地域まちづくり目標と事業の方向性、政策についての妥当性等について評価します。

また、不足している施策や事業群について示唆します。

検証結果については、行政に対しては市長に報告し、実施計画のローリングに反映させるとともに、地域経営会議等に対しては、意見、アドバイス、情報提供等を行い、改善の指針を示します。

市長は、報告を受け、総合計画事業の査定及び短期財政計画の改訂を行います（実施計画のローリング）。

行政（まちづくり行政事業等）との関係は、次のとおりとなります。



5 基本スケジュール

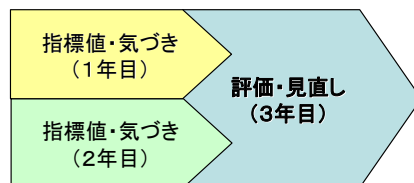
(1) 実施計画への示唆，アドバイス

実施計画の毎年度のローリングにあわせ、中長期アウトカムの状況を確認し、評価結果を各実施主体に対して報告し、必要に応じて示唆，アドバイスを行います。

(2) 基本計画の改訂

基本計画は3年ローリングとして、1～2年目に蓄積した情報を元に、3年目に分析、評価・見直し、改善を図ります。

1～2年目の情報とは、ふじさわ未来課題及び成果指標の現状値（経年変化を含む。）とこの間に収集した新たな「気づき」が主なものですが、評価・見直しに当たっては内部及び外部環境の変化要因についても重要な情報となりますので、データブック等の資料を作成します。

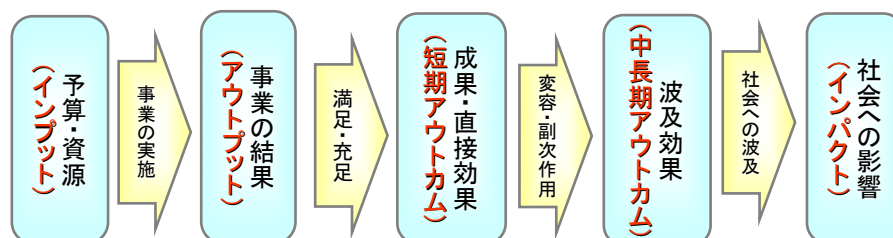


(参考) 各実施主体における進捗管理

実施主体における進捗管理は、実施主体の責任、役割、構成等に応じて、適切な手法により実施します。

実施主体は、実施計画（事業）を中心に、事業スケジュール、事業の結果（アウトプット）、効率性等を評価するだけでなく、中長期アウトカムに対しての寄与度についても検証します。

そのため、事業単独の評価だけでなく、中長期アウトカム単位での事業群についても検証します。



1 事業と事業主体の区分

事業は、地区と市域全体、実施主体に応じて、実施計画において、次のとおり区分しています。

地区別まちづくり 実施計画	①まちづくり 地域事業	・地域経営会議が各地区の様々な組織・団体・個人と連携・協働・調整を促しながら推進する事業
	②まちづくり 行政事業 (地区)	・地域経営会議と市民センター・公民館が連携、協働して、地域の声を聞きながら、地域の様々な組織・団体・個人と協力して、行政責任で推進する事業
市域全体の 実施計画	③まちづくり 行政事業 (全市)	・全市的な観点から、行政の様々な部署において、各地区の実態やニーズ、全市的な課題を踏まえて、行政責任で推進する事業
	④まちづくり 市民連携事業	・全市的な観点から、様々な市民団体・NPO・企業・学校などが連携をして、また、地区間で連携して、推進する事業
	⑤まちづくり 公民連携事業	・様々な市民団体・NPO・企業・学校などと、行政とが連携をして、推進する事業
	⑥まちづくり 広域連携事業	・藤沢市役所と各種の行政機関（国・県・周辺市町など）が広域で連携して、推進する事業

2 実施主体別の進捗管理手法

(1) 行政（本庁組織）

まちづくり行政事業（全市）、まちづくり市民連携事業、まちづくり公民連携事業及びまちづくり広域連携事業については、説明責任と透明性を確保する観点から、しっかりとした評価・見直し、改善を図る必要があります。

そのため、総合計画事業については、サービス対象、アウトプット、フルコスト、費用対効果、担い手等を明らかにし、事業に対する効率性や事業生産性の定量的な分析、評価を行います。

併せて、基本計画の改訂（ローリング）に向け、事業が「主要な指標（短期アウトカム）」「戦略目標（中期アウトカム）」「ふじさわ未来課題（長期アウトカム）」に対して「どのように寄与しているのか」「将来的にどのように寄与するのか」等の価値生産性を定性的に分析します。

これらの評価に当たっては、価値生産性向上に向けた、新たな庁内横断的プロジェクトを発足するとともに、行政評価、行財政改革、公民連携、人事評価との連携を強めるよう制度の再構築を進めます。

また、地域事業と市域全体の事業の連携や引き継ぎについて、双方の進捗状況や改善状況を確認しつつ、整合性、効率性を高めます。

(2) 行政（市民センター・公民館）

まちづくり行政事業（地域）については、市民センター・公民館が行政の事務事業として、本庁組織と同様の評価水準により進捗管理を行います。

また、地域内分権を支援するため、地域経営会議等が自助、共助に基づき推進する、まちづくり地域事業の進捗管理を支援します。

(3) 地域経営会議等

地域経営会議等は、まちづくり地域事業について、地域の声を聞きながら設定した経緯を踏まえ、事業の達成度（実施結果）、成果、課題と改善点について説明責任を果たすとともに、一層の活動の高揚を図るよう検証を行う必要があります。

また、地域の自助、共助の活動を推進するとともに、まちづくり地域事業の進展のために、地域市民、地域団体への情報発信、情報共有を進めることが重要となります。

そのため、地域経営会議と市民センター・公民館が事業目的、事業達成度、課題点等を明確化し、実施上の課題を探る定性的な分析（深掘り）を進めるとともに、次年度の改善につながる検証（振り返り）を実施します。

これらの分析と検証は、ワークショップやインタビュー等の、できる限り負担のない手法により実施するとともに、地区報や地区ポータルサイトへの掲載に結びつける等により、評価のための作業ではなく情報発信や事業改善のための作業となるよう配慮します。

また、定性的な分析を中心とした検証から、不足している事業の可能性等进行分析し、広く呼び掛けるなどにより活動の高揚に結びつけるとともに、地域間での情報交換を行う機会を設け、より良い実践活動や活動のプロセスについて共有します。

3 基本スケジュール

(1) 基本計画

基本計画は3年ローリングとして、1～2年目に蓄積した情報を元に、3年目に分析、評価・見直し、改善を図ります。

(2) 実施計画

実施計画は1年ローリングとして、各年度において事業の進行度、経費、課題、外部環境（要因）等を分析するに当たり、PDCAサイクルを次のとおりスケジュール化し実施します。

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算編成		■10月	■10月	■10月	■10月
実施計画	実施計画事業	DO	DO	DO	DO
	評価・改善計画	■9月 実施計画事業評価 次年度計画策定	■9月 実施計画事業評価 次年度計画策定	■9月 実施計画事業評価 次年度計画策定	■9月 実施計画事業評価 次年度計画策定
	評価基準	■実施計画事業 活動指標 C A P	■実施計画事業 活動指標 C A P ■アンケート結果 (初年度)	■実施計画事業 活動指標 C A P	
	調査	■9月 統計 データ 等によ る事業 見通し	■1月 ~3月 ■未来課題・成果指標 アンケート調査・集計	■1月 ~3月 ■未来課題・成果指標 アンケート調査・集計	■1月 ~3月
基本計画		データ・情報の蓄積		■5月~8月 ■新未来課題・成果指標 アンケート調査・集計 ■評価基準 実施計画活動指標 アンケート結果(2カ年) C A P ■9月 後期基本計画 第2期実施計画策定	

4 実施体制

進捗管理の状況は、総合計画審議会に報告します。

進捗管理の実施に当たっては、進捗状況、改善支援のためにワークショップを開催し、各実施主体の検証を支援します。

進捗管理の具体的手法（例）

1 誘客宣伝事業（まちづくり行政事業（全市））

(1) 事業とその効果の仮説

- ① 国内・海外での観光キャンペーンに参加することによって、湘南藤沢、江の島への認知と興味を高め、
- ② 外国からの来藤客数が増加し（主要な指標）、
- ③ 観光資源を通じた地域活性化が推進され（政策）、
- ④ 観光客入込数が増加した結果（成果指標）、
- ⑤ 多様な地域資源を活かした観光立市のまちが形成され（戦略目標）、
- ⑥ 観光により地域が元気になることが実現し（ふじさわ未来課題）、
- ⑦ さらに可能性を追求する創造発信都市の形成に寄与する。（都市ビジョン）

(2) 進捗管理項目

ア アウトプット指標管理

指標	①国内・海外での観光キャンペーンに毎年12回参加する。（活動指標）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年着実に実施しているか。 ・目標年間12回、3年間で36回であれば、1回実施で約2.78%進捗したこととする。（マイルストーン） ・1回当たりのコスト、参加者1人当たりのフルコスト、外国からの来藤客1人当たりのコスト、参加者に対する来藤者の割合等を検証 ・単位当たりのコストの経年変化を検証（産出生産性検証） ・他の類似事例（催事）との比較による妥当性、効率性検証 ・先進事例や新たな取り組みについての調査研究 ・取り組みの担い手、役割分担（市民、地域との協働・共創）についての検証

イ 短期アウトカム指標管理

指標	②外国からの来藤客数（主要な指標）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・増加した（増加しなかった）内的要因は何か。 ・増加した（増加しなかった）外的要因は何か。 ・社会経済情勢の変化はあったか。 ・指標は活動を表すものであったか。 ・実現可能性（難易度）はどうか。

ウ 中期アウトカム指標管理

基本計画に係る指標については、計画の見直しのために情報を蓄積するとともに、仮説の検証を中心に行います。

指標	③観光資源を通じた地域活性化が推進される。(政策)
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・観光における経済的効果が見られたか。 ・担い手の増加、担い手組織の形成等の活性化された要素があるか。 ・実現可能性(難易度)はどうか。

指標	④観光客入込数が増加する。(成果指標)
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・増加した(増加しなかった)要因は何か。 ・社会経済情勢は変化しているか。 ・発展的に推進するための役割の担い手はいないか。 ・同一政策内の他の事業との連携はできているか。 ・追加すべき政策・事業の方向性はないか。 ・指標は適正か。

指標	⑤多様な地域資源を活かした観光立市のまちが形成される。(戦略目標)
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・目標は適正か。活動の充足度等によって修正すべき点はないか。 ・成果指標との関係性は妥当か。

エ 長期アウトカム指標管理

指標	⑥観光により地域が元気になることが実現する。(ふじさわ未来課題)
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ未来課題の実現に寄与しているか。 ・他のふじさわ未来課題への影響、間接的な効果は見込めるか。 ・指標の変化に影響を与えた要因は何か。 ・目標設定、政策は妥当か。追加すべき政策、目標等はないか。 ・実現度の変化によって、象限の変化が生じたか。「①協働型の課題解決で価値向上へ」「②強みや魅力の維持・向上を」から変化したか。

指標	⑦さらなる可能性を追求する創造発信都市の形成に寄与する。(都市ビジョン)
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ビジョンの形成に寄与しているか。

2 高齢者の地域活動推進事業（六会地区まちづくり地域事業）

(1) 事業とその効果の仮説

- ① シニア講座を実施し，シニアボランティアの登録者が増加することによって，地域活動への参加機会を高め，
- ② 高齢者を対象とした地区内の講座数が増加することにより，一層の地域活動の推進環境が形成され（主要な指標），
- ③ 高齢者が活躍できる環境づくりが推進された結果（地域まちづくり活動），
- ④ すべての世代がいきいきと活躍していると感じ（成果指標），
- ⑤ すべての世代がいきいきと活躍しているまちが形成され（地域まちづくり目標），
- ⑥ 福祉が充実し，子どもから高齢者まで守られていることが実現し（ふじさわ未来課題），
- ⑦ 市民の力が育てる生活充実都市の形成に寄与する。（都市ビジョン）

(2) 進捗管理項目

ア アウトプット指標管理

指標	①シニア講座を30回実施し，ボランティア登録者が40人となる。（活動指標）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年着実に活動があるか。 ・年間目標30回，40人が達成できるか。そのために毎年度実施すべきことは何か。（マイルストーン） ・活動を通じて良かった点は何か。 ・活動を実施する中での課題点は何か。 ・他にベストプラクティス（好事例）は見受けられたか。 ・共に活動を行いたい人材，団体はあるか。

イ 短期アウトカム指標管理

指標	②高齢者を対象とした地区内の講座数（主要な指標）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・増加した（増加しなかった）内的要因は何か。 ・増加した（増加しなかった）外的要因は何か。 ・社会経済情勢の変化はあったか。 ・指標は活動を表すものであったか。

ウ 中期アウトカム指標管理

指標	③高齢者が活躍できる環境づくりの推進（地域まちづくり活動）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が活躍できる環境として，増加したものは何か。

指標	④すべての世代がいきいきと活躍していると感じている人の割合（成果指標）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・増加した（増加しなかった）要因は何か。 ・社会経済情勢は変化しているか。 ・発展的に推進するための役割の担い手はいないか。 ・他の事業との連携はできているか。 ・追加すべき地域まちづくり活動・事業の方向性はないか。 ・指標は適正か。

指標	⑤すべての世代がいきいきと活躍しているまちが形成される（地域まちづくり目標）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・目標は適正か。活動の充足度等によって修正すべき点はないか。 ・成果指標との関係性は妥当か。

エ 長期アウトカム指標管理

指標	⑥福祉が充実し，子どもから高齢者まで守られていることが実現する。（ふじさわ未来課題）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ未来課題の実現に寄与しているか。 ・他のふじさわ未来課題への影響，間接的な効果は見込めるか。 ・指標の変化に影響を与えた要因は何か。 ・目標設定，地域街づくり活動の設定は妥当か。追加すべき政策，目標等はないか。 ・実現度の変化によって，象限の変化が生じたか。「①協働型の課題解決で価値向上へ」「②強みや魅力の維持・向上を」から変化したか。

指標	⑦市民の力が育てる生活充実都市の形成に寄与する。（都市ビジョン）
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ビジョンの形成に寄与しているか。

諸規程の改正及び制定について

総合計画審議会における進捗管理に係る機能的構造的評価を円滑に実施するため、専門部会の設置に係る事項等を変更する必要により、藤沢市総合計画審議会規則(昭和41年藤沢市規則第6号)を次のとおり改正したもの。

1 改正内容

(1) 委員任期

新総合計画の進捗管理に合わせた任期とするため、委員任期を弾力的に運用できるようにしたもの(第4条)。

(2) 部会長の選出

部会長は専門部会の所掌事項について、総合計画審議会に対して責任を有するものであり、進捗管理については、その調査、分析作業が非常に重要となるため、部会長、部会委員及び部会長職務代理者について、会長が指名することとしたもの(第10条第2項及び第4項)。

(3) 部会運営に関する事項の委任

進捗管理に当たっては、多様な主体を対象とした情報収集、参加等が必要となるため、部会に係る組織、運営手法の一部について、部会長に委任したもの(第10条第5項)。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行年月日

2011年7月1日

4 その他

部会の設置及び運営については、藤沢市総合計画審議会進捗管理部会の設置及び運営に関する要綱を定める。

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年<u>以内</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 部会は、<u>会長の指名する部会長及び部会委員で構成する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、<u>委員のうちから</u>__会長が指名した者がその職務を行う。</p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、部会の組織、運営等について必要な事項は、部会長が別に定める。</u></p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年__とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 部会は、<u>会長の指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、<u>部に属する委員のうちから</u><u>あらかじめ</u>会長が指名した者がその職務を行う。</p>

藤沢市総合計画審議会規則

昭和41年4月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第3号）第3条の規定に基づき、藤沢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第2条 審議会は、市長の諮問に基づくこの市の総合計画についての審議が終了したときは、文書をもって市長に答申するものとする。

2 審議会は、前項の答申をするに当たっては、市長が別に設置する藤沢市地域経営戦略100人委員会（以下「100人委員会」という。）からの意見及び提案を踏まえ、100人委員会との合同協議を行うものとする。

3 審議会は、第1項の答申をするに当たっては、市長が別に設置する藤沢市市民1000人討論の意見を参考とするものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、30人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が総合計画の策定に当たり必要と認めた者

2 市長は、前項の規定により委嘱した委員のうちから10人を超えない範囲内の委員を100人委員会の会議の進行並びに意見及び提案の取りまとめに係る事務をつかさどるコーディネーターとして任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第6条 審議会は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

(議事)

第7条 審議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第9条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(専門部会)

第10条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する部会長及び部会委員で構成する。

3 部会長は、部会の事務を掌握し、部会の審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、委員のうちから会長が指名した者がその職務を行う。

5 前各項に定めるもののほか、部会の組織、運営等について必要な事項は、部会長が別に定める。

(報酬等)

第11条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和37年藤沢市条例第36号）の定めるところによる。

（書記）

第12条 審議会に書記を置き、総合計画に係る事務を所管する課等の職員をもつて充てる。

2 書記は、会長の指揮を受けて、審議会の庶務を処理する。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （略）

藤沢市総合計画審議会進捗管理部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市総合計画審議会規則（昭和41年藤沢市規則第6号）第10条第1項の規定に基づき設置する進捗管理部会（以下「部会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 進捗管理 目標、指標、事業等について、実績、経過、内外部の環境等を検証し、当該検証結果を踏まえて評価、見直し及び改善を行うことをいう。
- (2) 成果 望ましい状況又は事業活動の結果として生じる影響をいう。

(所掌事務)

第3条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 総合計画基本計画に定める成果に係る進捗状況の把握
- (2) 総合計画実施計画に定める事業の実施結果に係る進捗状況の把握
- (3) 成果及び事業の実施結果に係る評価
- (4) 前3号に掲げるものほか、部会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、藤沢市総合計画審議会規則（昭和41年藤沢市規則第6号）第10条第2項に規定する部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長及び部会委員の任期は、2年以内とする。
- 3 部会長及び部会委員は、再任されることができる。
- 4 部会長は、進捗管理に当たり、成果及び事業の状況の調査、分析等を行うため、ワークショップを開催することができる。
- 5 ワークショップは、部会長又は部会委員のほか、部会長が認める者を参加させる（以下「ワークショップ参加者」という。）ことができる。

(部会の運営)

第4条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、

部会長の決するところによる。

4 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 部会の庶務は、経営企画部経営企画課において総括し、及び処理する。

(ワークショップの運営)

第5条 ワークショップは、部会長が総理する。

2 部会長は、ワークショップの運営に当たり、部会委員のほか、運営に係る者(以下「運営委員」という。)を部会の承認を得て置くことができる。

3 運営委員及びワークショップ参加者の報酬は、これを支給しない。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、進捗管理部会の組織及び運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

専門部会の設置について

藤沢市新総合計画の進捗管理の仕組み、事業実施状況等を検証し、総合計画審議会における計画の審議に資するため、藤沢市総合計画審議会規則（昭和41年藤沢市規則第6号）第10条の規定に基づき、次のとおり専門部会を設置する。

1 専門部会の名称

進捗管理部会

2 所掌事項

総合計画審議会が総合的に藤沢市新総合計画及び計画実行の仕組みの実効性について審議するに当たり、次に掲げる状況の整理、検証、個別事項に対する調査等を行う。

- (1) 総合計画基本計画に定める成果（アウトカム）に係る進捗状況の把握
- (2) 総合計画実施計画に定める事業の実施結果（アウトプット）に係る進捗状況の把握
- (3) 成果及び事業の実施結果に係る評価
- (4) 審議結果に係る総合計画審議会への報告
- (5) その他会長から指示された事項

3 部会長・部会委員

(1) 部会長

玉 村 雅 敏 委 員

(2) 部会委員

小 松 加 代 子 委 員

植 原 啓 介 委 員

東 海 林 祐 子 委 員

4 スケジュール（予定）

7月より調査、分析手法の検討を進め、2012年3月までに審議会への報告を行う。